

令和2年4月17日
文化庁宗務課

各都道府県宗教法人事務担当課

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置について
(情報提供)

雇用調整助成金につきましては、緊急対応期間（4月1日から6月30日まで）において、新型コロナウイルス感染症特例措置が全国で実施されており、本特例措置は雇用保険適用事業主のみならず労働者災害補償保険の適用を受ける事業主も対象になります（下記 URL 参照）。

雇用調整助成金と同様に、本特例措置も基本的には宗教法人も対象となり、例えば、巫女さんなどをアルバイトで雇っている場合、その休業手当についても雇用調整助成金の支給対象となることが確認できましたので、情報提供させていただきます。

なお、個別具体の事例が対象になるか否かや申請の手続きなどについては、お近くの都道府県労働局または公共職業安定所（ハローワーク）に確認ください。

※新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

<https://www.mhlw.go.jp/content/000621462.pdf>